

平成23年11月24日

平成23年第5回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第56号	久喜地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更並びにこれに伴う財産処分について	1
議案第57号	宮代町消防団条例について	5
議案第58号	宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について	10
議案第59号	宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	14
議案第60号	宮代町税条例等の一部を改正する条例について	22
議案第61号	宮代町手数料条例の一部を改正する条例について	25
議案第62号	特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第63号	指定管理者の指定について	29
議案第64号	指定管理者の指定について	30
議案第65号	彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	31
議案第66号	埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	32
議案第67号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	33
議案第68号	平成23年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について	34
議案第69号	平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	35
議案第70号	平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	36
議案第71号	平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	37
議案第72号	平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	38
議案第73号	平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	39

議案第74号	平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	40
--------	------------------------------	----

議案第56号

久喜地区消防組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更並びにこれに伴う財産処分について

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成24年3月31日をもって久喜地区消防組合において共同処理する事務のうち消防団に関する事務を廃止すること及び平成24年4月1日から同組合規約を次のとおり変更すること、並びに同法第289条の規定により、同組合の共同処理する事務を変更することに伴う組合の財産処分を別紙のとおりとすることについて、議決を求める。

久喜地区消防組合規約の一部を変更する規約

久喜地区消防組合規約（昭和51年県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第1号中「消防に関する事務」の次に「(消防団に関する事務を除く。)」を加える。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

提 案 理 由

久喜地区消防組合の共同処理する事務から消防団に関する事務を廃止すること及び同組合の規約を変更し、並びにこれに伴う同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

久喜地区消防組合の財産処分を次のとおり定める。

1 久喜市に無償譲渡する財産

(1) 建物

	消 防 団 詰 所	所在地	床面積 (㎡)	構 造
1	久喜消防団第一分団第一部	久喜市久喜中央3丁目1番30号	50.88	軽量鉄骨造2階建
2	久喜消防団第一分団第二部	久喜市久喜中央4丁目7番20号	51.15	鉄骨造平屋建
3	久喜消防団第一分団第三部	久喜市本町6丁目16番62号	62.96	鉄骨造平屋建
4	久喜消防団第二分団第一部	久喜市吉羽2丁目16番地10	49.05	鉄骨造平屋建
5	久喜消防団第二分団第二部	久喜市栗原1丁目4番地15	57.00	鉄骨造2階建
6	久喜消防団第三分団第一部	久喜市北青柳82番地1	86.40	鉄骨造2階建
7	久喜消防団第三分団第二部	久喜市下早見685番地2	50.06	軽量鉄骨造平屋建
8	久喜消防団第三分団第三部	久喜市原530番地10	86.40	鉄骨造2階建
9	久喜消防団第四分団第一部	久喜市北中曾根21番地3	62.10	鉄骨造平屋建
10	久喜消防団第四分団第二部	久喜市下清久182番地3	49.05	鉄骨造平屋建
11	鷺宮消防団第一分団第一部	久喜市鷺宮3丁目1番16号	45.90	鉄骨造平屋建
12	鷺宮消防団第一分団第二部	久喜市葛梅314番地	46.56	軽量鉄骨造2階建
13	鷺宮消防団第二分団第一部	久喜市西大輪5丁目17番地2	77.76	鉄骨造2階建
14	鷺宮消防団第二分団第二部	久喜市東大輪440番地	40.68	木造平屋建
15	菖蒲消防団第一分団第一部	久喜市菖蒲町菖蒲89番地5	55.05	鉄骨造平屋建
16	菖蒲消防団第一分団第二部	久喜市菖蒲町菖蒲640番地1	48.18	軽量鉄骨造2階建
17	菖蒲消防団第一分団第三部	久喜市菖蒲町台849番地5	56.70	軽量鉄骨造2階建
18	菖蒲消防団第二分団第一部	久喜市菖蒲町小林2197番地	56.73	軽量鉄骨造2階建
19	菖蒲消防団第二分団第二部	久喜市菖蒲町下栢間2722番地	56.73	軽量鉄骨造2階建
20	栗橋消防団第一分団第一部	久喜市栗橋中央2丁目6番2号	59.43	鉄骨造平屋建
21	栗橋消防団第一分団第二部	久喜市栗橋東3丁目3番2号	47.16	鉄骨造2階建
22	栗橋消防団第一分団第三部	久喜市伊坂1366番地2	62.11	鉄骨造平屋建
23	栗橋消防団第二分団第一部	久喜市佐間285番地1	50.88	軽量鉄骨造2階建
24	栗橋消防団第二分団第二部	久喜市南栗橋4丁目21番地1	53.85	鉄骨造平屋建
25	栗橋消防団第二分団第三部	久喜市河原代337番地	56.88	鉄骨造2階建

(2) 物品

	消 防 団 車 両	車両	登録番号	台数
1	久喜消防団第一分団第一部	日野	春日部 800 さ 4065	1
2	久喜消防団第一分団第二部	日野	春日部 800 さ 1668	1

3	久喜消防団第一分団第三部	日野	春日部 800 さ 7704	1
4	久喜消防団第二分団第一部	イスズ	春日部 88 さ 3890	1
5	久喜消防団第二分団第二部	日野	春日部 800 さ 1669	1
6	久喜消防団第三分団第一部	日野	春日部 800 さ 5975	1
7	久喜消防団第三分団第二部	イスズ	春日部 88 さ 7325	1
8	久喜消防団第三分団第三部	日野	春日部 800 す 2666	1
9	久喜消防団第四分団第一部	イスズ	春日部 88 さ 9303	1
10	久喜消防団第四分団第二部	日野	春日部 800 す 3416	1
11	鷲宮消防団第一分団第一部	日野	春日部 800 す 3415	1
12	鷲宮消防団第一分団第二部	日野	春日部 800 す 1543	1
13	鷲宮消防団第二分団第一部	日野	春日部 800 す 3417	1
14	鷲宮消防団第二分団第二部	イスズ	春日部 800 す 2538	1
15	菖蒲消防団第一分団第一部	日野	大宮 800 さ 5090	1
16	菖蒲消防団第一分団第二部	日野	大宮 800 さ 8403	1
17	菖蒲消防団第一分団第三部	イスズ	大宮 88 せ 7750	1
18	菖蒲消防団第二分団第一部	イスズ	大宮 800 さ 1805	1
19	菖蒲消防団第二分団第二部	イスズ	大宮 88 そ 232	1
20	栗橋消防団第一分団第一部	イスズ	春日部 88 さ 7653	1
21	栗橋消防団第一分団第二部	イスズ	春日部 88 さ 5676	1
22	栗橋消防団第一分団第三部	日野	春日部 800 さ 9233	1
23	栗橋消防団第二分団第一部	イスズ	春日部 88 さ 7326	1
24	栗橋消防団第二分団第二部	日野	春日部 800 さ 4099	1
25	栗橋消防団第二分団第三部	日野	春日部 800 さ 6077	1

2 宮代町に無償譲渡する財産

(1) 建物

	消防団詰所	所在地	床面積 (㎡)	構造
1	宮代消防団第一分団第一部	宮代町字中455番地11	90.41	重量鉄骨造2階建
2	宮代消防団第一分団第二部	宮代町字川端646番地5	78.50	木造2階建
3	宮代消防団第二分団第一部	宮代町中央二丁目9番1号	52.88	木造2階建
4	宮代消防団第二分団第二部	宮代町百間五丁目5番27号	90.41	重量鉄骨造2階建
5	宮代消防団第三分団第一部	宮代町大字東桑原336番地2	57.84	木造2階建
6	宮代消防団第三分団第二部	宮代町大字和戸664番地15	90.41	重量鉄骨造2階建

(2) 物品

	消 防 団 車 両	車 両	登 録 番 号	台 数
1	宮代消防団第一分団第一部	イスズ	春日部 88 さ 5150	1
2	宮代消防団第一分団第二部	イスズ	春日部 800 す 1504	1
3	宮代消防団第二分団第一部	イスズ	春日部 800 す 4938	1
4	宮代消防団第二分団第二部	日野	春日部 800 さ 7961	1
5	宮代消防団第三分団第一部	イスズ	春日部 88 さ 5152	1
6	宮代消防団第三分団第二部	日野	春日部 800 さ 9234	1

議案第57号

宮代町消防団条例について

宮代町消防団条例を別紙のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年4月1日から久喜地区消防組合の共同処理する消防団に関する事務が久喜市及び宮代町に移管されることに伴い、宮代町消防団条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定により消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定数、任命等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 町の消防事務を処理するため、消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 宮代町消防団

区域 宮代町全域

(定員)

第3条 団員の定数は、98人とする。

(任命)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦により町長が、団長以外の団員は、町長の承認を得て団長が次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。

(1) 本町に居住する年齢18歳以上の者

(2) 身体強健、志操堅固である者

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第11条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することが常とする者

(退職)

第6条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(報酬)

第7条 団員に、別表第1により報酬を支給する。

2 報酬の支給方法は、規則で定める。

(出動手当等)

第8条 団員が水火災等の鎮圧、防ぎよ、警戒、訓練等に出動したときは、別表第2により手当を支給する。

2 前項の手当を支給する範囲及び支給方法は、規則で定める。

(費用弁償等)

第9条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、旅費として宮代町

職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の規定により5級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。

2 前項に規定するもののほか、団員が会議に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。

（分限）

第10条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者はこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えられない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じる場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第5条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第1号に該当しなくなったとき。

（懲戒）

第11条 団員であって次の各号のいずれかに該当する者であるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

3 停職は、1月以内の期間を定めてこれを行う。

（服務規律）

第12条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し服務しなければならない。

2 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

3 団員であって5日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、団長以外の団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別な事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

4 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒してはならない。

5 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、

身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。

- (2) 規律を厳守して、上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下同僚の間は相互に敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 常に招集に応じ得る準備を整え、事に当たり支障のないようにしなければならない。
- (5) 職務に関し、金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求するなどのことがあってはならない。
- (6) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれを加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (8) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (9) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(公務災害補償等)

第13条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における補償給付等に関しては、市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号）により支給される。

2 前項によるほか、町長において特に必要と認めるものについては、別にこれを考慮する。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、久喜地区消防組合消防団条例（昭和44年久喜地区消防組合条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

別表第1（第7条関係）

階級	支給区分	報酬額
団長	年額	179,000円
副団長	年額	135,000円
分団長	年額	100,000円

副分団長	年額	87,100円
部長	年額	83,300円
班長	年額	78,200円
団員	年額	74,100円

別表第2（第8条関係）

区分	単位	金額	摘要
火災出動（放水）	1回	3,500円	1回の出動時間2時間以内
火災出動（非放水）	1回	2,500円	1回の出動時間2時間以内
警戒出動	1回	2,000円	1回の出動時間3時間以内
訓練出動	1回	2,000円	1回の出動時間4時間以内

備考

火災出動及び警戒出動が深夜のとき又は深夜に至ったときは、出動1回につき500円を加算する。（深夜とは、午後10時から午前5時までの時間をいう。）

議案第58号

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について
宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年4月1日から久喜地区消防組合の共同処理する消防団に関する事務が久喜市及び宮代町に移管されることに伴い、宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合においてその者（死亡による退職の場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 第2条の勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間についてはこの限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じである場合においては、その月は後の就職に係る勤務年数に算入しない。

3 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしてないが非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第6条 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者

(2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁固以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又は、これに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第8条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、久喜地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和44年久喜地区消防組合条例第23号）の規定により非常勤消防団員として勤務した期間は、この条例の規定による勤務年数（ただし、第4条第1項ただし書に該当する期間を除く。）に合算するものとする。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
副団長	179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
分団長	169,000円	268,000円	363,000円	463,000円	609,000円	799,000円

副分団長	164,000 円	253,000 円	338,000 円	428,000 円	574,000 円	759,000 円
部長及び班長	154,000 円	233,000 円	308,000 円	388,000 円	514,000 円	684,000 円
団員	144,000 円	214,000 円	284,000 円	359,000 円	469,000 円	639,000 円

議案第59号

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給料改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級
再任用以外の職員		円	円	円	円	円
	1	138,000	185,800	214,600	252,200	290,600
	2	139,600	187,600	216,700	254,400	293,200
	3	141,200	189,400	218,800	256,600	295,800
	4	142,800	191,200	220,900	258,800	298,400
	5	144,500	192,800	222,900	261,100	301,000
	6	146,200	194,600	225,000	263,400	303,600
	7	147,900	196,400	227,100	265,700	306,200
	8	149,600	198,200	229,200	268,000	308,800
	9	151,200	200,000	231,300	270,200	311,500
	10	152,900	201,800	233,500	272,600	314,200
	11	154,600	203,600	235,700	275,000	316,900
	12	156,300	205,400	237,900	277,400	319,600
	13	158,000	207,300	239,900	279,700	322,200
	14	159,700	209,100	242,100	282,100	324,900
	15	161,400	210,900	244,300	284,500	327,600
	16	163,100	212,700	246,500	286,900	330,300
	17	164,900	214,600	248,500	289,200	333,100
	18	166,600	216,400	250,700	291,600	335,900
	19	168,300	218,200	252,900	294,000	338,700
	20	170,000	220,000	255,100	296,400	341,500
	21	171,800	221,900	257,100	298,600	344,100
	22	173,600	223,700	259,300	301,000	346,900
	23	175,400	225,500	261,500	303,400	349,700
24	177,200	227,300	263,700	305,800	352,500	

25	178,800	229,100	265,700	308,100	355,100
26	180,600	230,900	267,900	310,500	357,900
27	182,400	232,700	270,100	312,900	360,700
28	184,200	234,500	272,300	315,300	363,500
29	185,800	236,300	274,300	317,600	366,200
30	187,600	238,100	276,500	320,000	368,900
31	189,400	239,900	278,700	322,400	371,600
32	191,200	241,700	280,900	324,800	374,300
33	192,800	243,400	282,900	327,000	377,000
34	194,600	245,200	285,100	329,400	379,600
35	196,400	247,000	287,300	331,800	382,200
36	198,200	248,800	289,500	334,200	384,800
37	199,800	250,500	291,500	336,400	387,300
38	201,600	252,300	293,600	338,700	389,700
39	203,400	254,100	295,700	341,000	392,100
40	205,200	255,900	297,800	343,300	394,500
41	206,800	257,600	299,800	345,400	396,800
42	208,600	259,400	301,900	347,500	399,000
43	210,400	261,200	304,000	349,600	401,200
44	212,200	263,000	306,100	351,700	403,400
45	213,900	264,700	308,000	353,700	405,000
46	215,700	266,500	310,000	355,700	407,000
47	217,500	268,300	312,000	357,700	408,900
48	219,300	270,100	314,000	359,700	410,800
49	221,000	271,800	316,000	361,700	412,700
50	222,800	273,600	318,000	363,200	414,400
51	224,600	275,400	320,000	364,900	416,200
52	226,400	277,200	322,000	366,600	418,100
53	228,000	278,800	323,800	368,500	419,700
54	229,600	280,500	325,700	370,200	421,300
55	231,200	282,200	327,600	371,900	423,000
56	232,800	283,900	329,100	373,700	424,700

57	234,500	285,600	330,700	375,400	426,500
58	236,200	287,200	332,400	377,100	428,000
59	237,900	288,800	334,100	378,700	429,400
60	239,600	290,400	335,900	380,400	430,800
61	241,200	292,000	337,600	381,900	432,400
62	242,900	293,600	339,300	383,400	433,800
63	244,600	294,900	341,000	384,900	435,200
64	246,300	296,300	342,700	386,400	436,600
65	247,800	297,600	344,200	387,800	437,800
66	249,400	299,100	345,700	389,200	439,000
67	251,000	300,600	347,300	390,600	440,200
68	252,600	302,100	348,900	392,000	441,200
69	254,100	303,400	350,300	393,300	442,200
70	255,700	304,800	351,800	394,500	443,200
71	257,300	306,200	353,300	395,700	444,200
72	258,900	307,600	354,800	396,900	445,100
73	260,400	308,900	356,200	398,100	446,100
74	261,900	310,300	357,400	398,900	447,000
75	263,400	311,600	358,600	400,000	447,900
76	264,900	313,000	359,800	401,100	448,800
77	266,300	314,200	360,800	402,200	449,500
78	267,800	315,400	362,000	403,200	450,200
79	269,300	316,600	363,100	404,100	450,900
80	270,800	317,800	364,300	405,100	451,600
81	272,200	319,100	365,400	405,900	452,400
82	273,600	320,200	366,400	406,800	453,000
83	275,000	321,300	367,400	407,700	453,600
84	276,400	322,300	368,400	408,600	454,200
85	277,600	323,500	369,300	409,400	454,900
86	278,900	324,500	370,100	410,100	455,500
87	280,200	325,500	370,900	410,900	456,100

88	281,500	326,500	371,700	411,700	456,700
89	282,600	327,500	372,700	412,300	457,400
90	283,700	328,400	373,500	413,000	458,000
91	284,800	329,200	374,300	413,700	458,600
92	285,900	330,100	375,100	414,400	459,200
93	286,800	331,000	375,800	414,700	459,700
94	287,500	331,800	376,500	415,300	460,300
95	288,400	332,600	377,200	415,900	460,900
96	289,300	333,400	377,900	416,500	461,500
97	290,000	333,900	378,500	417,100	461,900
98	290,700	334,600	379,100	417,700	462,500
99	291,400	335,300	379,700	418,300	463,100
100	292,100	336,000	380,300	418,900	463,700
101	292,700	336,500	380,600	419,300	464,100
102	293,200	337,100	381,100	419,900	464,600
103	293,700	337,700	381,600	420,500	465,100
104	294,200	338,200	382,100	421,100	465,600
105	294,700	338,600	382,700	421,500	466,100
106	295,000	339,000	383,200	422,100	466,500
107	295,300	339,400	383,700	422,700	467,000
108	295,700	339,800	384,200	423,300	467,500
109	296,200	340,200	384,600	423,700	468,000
110	296,600	340,600	385,100	424,200	468,500
111	297,000	340,900	385,600	424,700	469,000
112	297,300	341,300	386,100	425,200	469,500
113	297,500	341,700	386,400	425,600	470,000
114	297,800	342,100	386,900	426,100	
115	298,100	342,500	387,400	426,600	
116	298,400	342,900	387,900	427,100	
117	298,600	343,200	388,200	427,600	
118	298,900	343,600	388,600	428,100	

119	299,200	344,000	389,000	428,600		
120	299,500	344,400	389,400	429,100		
121	299,700	344,600	389,700	429,400		
122	300,000	344,900	390,100	429,900		
123	300,300	345,200	390,500	430,400		
124	300,600	345,500	390,900	430,900		
125	300,700	345,800	391,200	431,200		
126	300,900	346,100	391,600	431,700		
127	301,100	346,300	392,000	432,200		
128	301,300	346,600	392,400	432,700		
129	301,500	347,000	392,600	433,000		
130		347,300	393,000			
131		347,600	393,400			
132		347,800	393,800			
133		348,000	394,000			
134		348,300	394,300			
135		348,600	394,600			
136		348,900	394,900			
137		349,100	395,200			
138		349,400				
139		349,700				
140		350,000				
141		350,100				
142		350,400				
143		350,700				
144		351,000				
145		351,100				
再任用職員		213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

(宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮代町
条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮代町条例第26号）」を「宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年宮代町条例第 号）」に「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

第3条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「除く。）には、」の次に「平成25年3月31日までの間、」を加え、「その差額に相当する額」を「その差額に相当する額からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額」に改める。

第4条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条から第15条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第3条の規定は、平成24年4月1日から、第4条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第19条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである者（宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮代町条例第14号）附則第7条の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して町規則で定めるものを除く。）にあつては、その調整対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち町規則で定める日）において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日

から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の町規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して町規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から 9 3 号給まで
	2 級	1 号給から 6 2 号給まで
	3 級	1 号給から 5 5 号給まで
	4 級	1 号給から 4 9 号給まで
	5 級	1 号給から 4 4 号給まで

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して町規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

(町規則への委任)

3 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第60号

宮代町税条例等の一部を改正する条例について

宮代町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に公布され、平成24年1月1日以後に施行される部分について宮代町税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第96条第1項1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例等の一部を改正する条例

(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第34条の7中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条第1項第3号中「及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3」を削り、「除く。）」の次に「並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

附則第7条の4中「5,000円」を「2,000円」に改める。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。))」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。))」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。))」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

(宮代町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮代町税条例の一部を改正する条例(平成20年宮代町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第1条中宮代町税条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定については、平成25年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宮代町税条例(以下「新条例」という。)第

34条の7の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

- 2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、改正前の宮代町税条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

議案第61号

宮代町手数料条例の一部を改正する条例について
宮代町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

公図の電子化に伴い、宮代町手数料条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第96条第1項1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手数料条例の一部を改正する条例

宮代町手数料条例（平成18年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第21号中「公図の閲覧」を「公図の写しの交付」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受理した公図の閲覧申請に係る事務の手数料は、なお従前の例による。

議案第62号

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員がスポーツ推進委員に改正されたため、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の
一部を次のように改正する。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
1	宮代町市民活動サポートセンター	宮代町笠原一丁目4番1号
2	宮代町スキップ広場	宮代町笠原一丁目922番地1外

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人MCAサポートセンター

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

宮代町市民活動サポートセンター及び宮代町スキップ広場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第64号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
施設の名称 はらっパーク宮代
施設の所在地 宮代町字金原295番地
- 2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地
団体の名称 日本環境マネジメント株式会社
団体の所在地 埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
- 3 指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

はらっパーク宮代の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第65号

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、議決を求める。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

議案第66号

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第14条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、議決を求める。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

議案第67号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 千葉県野田市日の出町22番地の16
- 2 氏 名 小 林 尚
- 3 生年月日 昭和27年7月10日
平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

新たに小林尚氏を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第68号

平成23年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について
平成23年度宮代町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

人事院勧告に基づく人件費の減額及び各事務事業における実績に基づく増減等に
伴い、平成23年度宮代町一般会計予算から651万7,000円を減額し、総額
を94億1,271万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第
1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第69号

平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
平成23年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

保険給付費の増加等により、平成23年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億7,750万5,000円を追加し、総額を38億5,394万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第70号

平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
平成23年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

人事院勧告に基づく人件費の減額に伴い、平成23年度宮代町介護保険特別会計予算から44万2,000円を減額し、総額を21億3,444万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第71号

平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

育児休業職員の復職による人件費の増額に伴い、平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に11万2,000円を追加し、総額を2億9,653万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり
提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

人事院勧告に基づく人件費の減額に伴い、平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から9万円を減額し、総額を10億4,305万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に、債務負担行為の追加補正として農排汚泥運搬業務委託契約を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第74号

平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について
平成23年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成23年11月24日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

人事院勧告に基づく人件費の減額により、平成23年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を46万7,000円減額し、総額を6億3,081万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。